5 G サービス 契	約 約 款 の 一 部 改 正				
[改正]	[現行]				
第1章~第3章 (略)	第1章~第4章 (略)				
第4章 付加機能	第5章 付加機能				
(付加機能の提供) 第 24 条 当社は、5 G契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合にはて、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 ~ 6 (略) (注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、5 G契約(コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用の料金種別に関するもの及び一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。)においては別表 2 (付加機能等に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能、5 G契約(一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限す。)においては別表 2 に規定する迷惑電話おことわり機能とします。 (注 2) (略)	て、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2~6 (略) 料 (注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5G契約(コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用 料の料金種別に関するもの及び一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。)においては別表2(付加機能				
料金表 (略)	料金表 (略)				
別表1 (略)	別表 1 (略)				
別表 2 付加機能等 1 付加機能 (1) (2)以外のもの	別表 2 付加機能等 1 付加機能 (1) (2)以外のもの				
種 類	種類				
(略)	(略)				
☆ 學桂和巫/= 機化 (/フド¬++ ・	タイプ1 (イマドコサーチ)				
位置情報受信機能(イマドコサーチ)	1位直 旧				
(略)	(略)				
(2) (略)	(2) (略)				
2 (略)	2 (略)				
別表3~別表7 (略)	別表3~別表7 (略)				
附 則 (令和 3 年 11 月 29 日経企第 2213 号)					

(実施期日)	
1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。	
(料金の支払いに関する経過措置)	
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとし	
ます。	
(位置情報受信機能に係る経過措置)	
3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているタイプ 1 に係る位置情報受信機能は、この改正規定実施	
の日において、改正後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。	

X i サ – ビ ス 契	約 約	款	の	_	部	改	正
[改正]				[現行]			
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章	(略)					
第5章 付加機能	第5章 付加機能	1					
(付加機能の提供) 第28条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能等) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2~6 (略) (注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能とします。 (注2) (略)	(付加機能の提供) 第 28 条 当社は、X i おいて、付加機能の 2~6 (略) (注1) 本条第2項に規 報通知機能 <u>及び位</u> (注2) (略)	料金その他の提 見定する当社が	提供条件についる 別に定めるもの	ては、当社が別には、別表 2 (作	こ定めるところにより け加機能等)に規	ます。	
第6章~第14章 (略)	第6章~第14章	i (略)					
料金表 (略)	料金表 (略)						
別表 1 (略)	別表1 (略)						
別表 2 付加機能等 1 付加機能 (1) X i 契約に係るもの	別表 2 付加機能等 1 付加機能 (1)X i 契約に係るもの	ח					
種類			7	種	類		
(略)				(略)			
位置情報受信機能(イマドコサーチ)	位置情報受信機能	9-	イプ1(イマドコ	サーチ)			
	四月		タイプ2 (イマドコかんたんサーチ)				
(略)				(略)			
(2) (略)	(2) (略)						
2 (略)	2 (略)						
別表3~別表7 (略)	別表3~別表7 (略)						
附 則 (令和3年11月29日経企第2213号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。 (料金の支払いに関する経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおり							

とします。 (位置情報受信機能に係る経過措置) 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているタイプ1に係る位置情報受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。	

「改正」 「現行」

第1章~第8章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表~第2表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先	区分	取 扱 地 域				
南・北アメリカ地方	(略)	(略)				
アジア地方	(略)	(略)				
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、マレーシア				
	(略)	(略)				
オセアニア地方	(略)	(略)				
3ーロッパ地方	3–שטר	アゾレス諸島、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) 、 エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、 カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サ ンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北 アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ 連邦共和国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和 国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共 和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大 公国				
アフリカ地方	(略)	(略)				

(注) (略)

第1章~第8章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表~第2表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域			
南・北アメリカ地方	(略)	(略)			
アジア地方	(略)	(略)			
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、 <u>ブルネイ・</u> <u>ダルサラーム国、</u> マレーシア			
	(略)	(略)			
オセアニア地方	(略)	(略)			
3一口ッパ地方	∃−טייור	アゾレス諸島、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、 エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、 カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サ ンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北 アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ 連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリ ー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王 国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、ルーマニア、 ルクセンブルク大公国			
アフリカ地方	(略)	(略)			

(注) (略)

附 則 (令和3年11月29日経企第2213号) この改正規定は、令和3年12月1日から実施します		